

令和4年度 第8回 正副会長会

日時：令和4年11月10日（木）
午後4時00分～5時00分
会場：板橋法人会館3階会議室

出席	平野、浦田、 森田、長谷川、 吉川、坂口
----	----------------------------

次第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】

2. 審議事項

- (1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料2】
- (2) 令和5年度予算編成方針の検討【資料3】
- (3) 令和5年度事業予算概要書の提出について【資料4】
- (4) 公式ホームページ運用管理要綱の制定について【資料5】
- (5) 広報誌への広告媒体同封サービス運用要綱の制定について【資料6】
- (6) 板橋税務署からの会員名簿提出依頼への対応について【資料7】
- (7) テレビ年賀状番組協賛について【資料8】
- (8) 正副会長会等審議予定について【資料9】
- (9) 新年賀詞交歓会の開催方法について
・令和5年1月16日（月）文化会館大会議室（会場確保済）

3. 所管事項報告

委員会・部会関連の報告

- (1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について【資料10】
- (2) 総務委員会事業【資料11】
- (3) 事業研修・税制委員会事業【資料12】
- (4) 厚生委員会事業【資料13】
- (5) 組織・広報委員会事業【資料14】
- (6) 社会貢献委員会事業【資料15】

4. 報告事項

- (1) 板橋産業見本市について【資料16】
- (2) 区長及び議長に対する税制改正要望活動【資料17】
- (3) 板橋Cityマラソンについて【資料18】
- (4) 東法連 会員増強策・退会防止策に関する表彰の実施について【資料19】
- (5) 執行状況調書（9月末）について【資料20】
- (6) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料21】
- (7) 納税表彰式への出欠状況【資料22】

5. 連絡事項

Ⅲ. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会議名	日時	会場
常任理事会	11月17日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	12月8日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
理事会	12月15日（木）17:00～18:00	王華
情報交換会 （忘年会）	12月15日（木）18:00～	王華
正副会長会	1月12日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
常任理事会	1月19日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室

令和4年度 第7回 正副会長会 審議結果概要

【令和4年10月12日（水）・平野、浦田、森田、吉川、坂口】

1. 審議事項等

- (1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料2】
設定方針を確認し、次回までに設定することとなりました。
- (2) 令和5年度予算編成方針の検討【資料3】
上記と同様次回までに設定することとなりました。
- (3) 正副会長会及び常任理事会の運営について（改正案）の制定【資料4】
案の通り変更が承認されました。
- (4) 12月15日（木）情報交換会（忘年会）の開催の可否について【資料5】
行動制限が発令されない条件での開催が承認されました。
- (5) 正副会長会等審議予定について【資料6】
役員全員への予定開示が必要との指摘があり翌日役員全員に送付しました。
- (6) 理事会の次第について【資料7】
議題は重要度に基づき順番を決めており意見として認識はするが次第の変更はしないこととなりました。
- (7) 公式ホームページ運用管理要綱の制定について【資料8】
今回は案の提示となり、次回までに問題点等あれば協議することとなりました。

2. 所管事項報告

- (1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について【資料9】
事務局長より説明しました。記載する基準の設定を求められ、次回までに案を事務局から提案することとなりました。
- (2) 総務委員会事業【資料10】
- (3) 事業研修・税制委員会事業【資料11】
- (4) 厚生委員会事業【資料12】
- (5) 組織・広報委員会事業【資料13】
広報誌秋号について案が提示され、青年部会ページと本体の記事との内容に統一感が無いとの指摘があり、修正することとなりました。今後、青年部会の記事については、支部の記事と同様の扱いとすることとなりました。
- (6) 社会貢献委員会事業【資料14】

3. 報告事項

- (1) 9月26日（月）理事会・意見交換会に関する意見について【資料7】
事前に正副会長へメールで連絡した内容について説明いたしました。
- (2) 全法連助成金制度に関する実地調査の実施結果について【資料15】
事務局より指摘事項の報告と改善報告をいたしました。
- (3) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料16】
前月比+1社となりました。9月末現在会員数4,208
- (4) 納税表彰式への参加について【資料17】
出席者減員の依頼が税務署よりあったため常任理事までの案内とすることとなりました。

4. 連絡事項

- (1) 税務署からの要望事項について
12月の理事会でのキャッシュレス納付の説明はチラシで実施となりました。

公益社団法人板橋法人会 令和5年度事業の基本方針及び主要事業計画の検討

令和4年度 事業計画	令和5年度 事業計画（案の作成と検討）
<p>I 基本方針</p> <p>板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいります。</p> <p>そのために、板橋法人会は、コロナ禍にあっても必要な感染予防対策を講じたうえで、法人会の原点である「税」に関する活動を中心としつつ、行政と連携した公益性の高い事業、地域の特性を生かした多様な社会貢献事業、会員企業の発展や交流などを図る共益事業、会員に対する福利厚生事業などに取り組んでまいります。そして、事業の実施にあたっては、これまでの活動実績を踏まえつつ、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。</p> <p>また、公益社団法人化10年目の節目を迎え、板橋法人会の更なる発展を目指して、会員の増強など組織基盤の整備に力を注ぐとともに、情報開示による透明性の高い運営にも取り組んでまいります。</p>	<p>I 基本方針</p> <p>板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいりました。</p> <p>コロナ禍も収束を迎え（つつあり）前年度以上の活動が期待できる令和5年度に関しては従来通り法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、行政との共催・賛同・提携による公益事業、地域に対する社会貢献事業、会員相互の共益事業、会員への福利厚生事業を推進してまいります。</p> <p>さらに、組織基盤を強化するための会員増強、公益法人としての運営の更なる透明性の充実を図っていきます。</p> <p>コロナ禍のために活動のほとんどに制限がかかっていた令和2年、3年度に比べ昨年度はコロナの感染に十分な注意を払いながら少しずつ活動を再開することが出来ました。令和5年度に関しましては当然感染への対策は取りながらも制限解除を前提にコロナ前の活動規模を取り戻し翌年度以降の更なるステップアップへ繋げる年度と位置付けコロナの経験を活かした活動を進めてまいります。</p>

II 主要施策

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象として、税知識の普及と納税意識の向上に資するための事業を展開する。

税に関する説明会や講習会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるなど、新しい開催方式を取り入れることにより、その着実な実施を図る。

また、将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動の充実に努めるほか、税を考える週間にあわせて「税をテーマとした川柳コンクール」を関係団体と連携して実施する。その他、e-Tax 及び eLTAX の一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。

さらに、税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。

広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。

また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会の PR を展開し、法人会の知名度の向上を図る。

2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業をも対象に、多様なニーズに応える研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに Web 配信を導入するなど、より効果的で安全な開催に努める。

また、インターネットを使ったセミナー配信サービスや企業の相談の機会を提供するなど、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業のニーズに適したサービスを推進する。

さらには、板橋区と連携して、企業の発展に資する取り組みを行うなど、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

公益社団法人として、地域の発展や地域住民に貢献することが求められており、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、法人会の持てる力を発揮し、より効果的で安全な開催に努める。

また、法人会の組織力を使い、著名人等を招聘しての講演会の開催や、次世代を担う子供たちのため、板橋区と連携して子育て支援事業を実施する。

さらに、地域の活性化のため、板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17 の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に取り組む。

こうした様々な社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・

II 主要施策

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策

公益社団法人として会員、一般企業、地域住民を対象とする税に関する知識普及ならびに納税意識向上につながる事業の展開を図る。

税に関する説明会・講習会についてはテーマもタイムリーなものを選んで実施する。

引き続き将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動を実施する。税を考える週間に合わせて関係団体と連携して実施している「税をテーマとした川柳コンクール」に関しては**板橋区からの応募が減少している実態を鑑み区民特別賞等を設定するなどして区民からの応募の増加を図る。**

e-Tax 及び eLTAX については更なる利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努める。支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。

税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。

広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。

また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会の PR を展開し、法人会の知名度の向上を図る。

2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員のみならず一般の企業をも対象とする研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、会館会議室を使用する小規模なものから、文化会館・グリーンホールを使用しての中規模・大規模なもの、さらに Web 配信を導入するなど、講師・対象者も多様化して様々なニーズに応えられるものを企画する。

従来通り、板橋区及び他の団体とも連携して、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

地域の発展や地域住民に貢献することは公益社団法人として必須事項であり、これまで以上の活動が求められています。中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、引き続き団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、感染対策を十分にとったうえで安全な開催に努める。

また、板橋区と連携して実施している子育て支援事業に加え、対象を子育て世代以外も広げて実施する。

さらに、地域の活性化のため、法人会全体として板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17 の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動にも取り組む。

社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・

発展させるための事業を展開する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、より効果的で安全な開催に努め、人と人とのつながりを作っていく。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場の提供に努める。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業について、受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの簡易生命保険団体保険料払込代行や労働保険事務代行サービスを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

6 その他、目的を達成するために必要な施策

板橋法人会が、公益社団法人として国と社会の繁栄に貢献していくためには、法人会そのものが持続的に発展していく必要があり、時代に合った組織運営体制の構築が必須の課題である。

そのため、正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、会員一人ひとりが会員増強活動に携わる仕組みをつくるなど、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

発展させるための事業を展開する。

人と人とのつながりを作り、深めていくためにコロナ禍で培ってきた感染防止対策を十分に踏まえ、様々な交流の場を設定する。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場を積極的に提供していく。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

加えて東法連第四ブロック、全国規模の大会についても会員に広め、出来るだけ多くの会員が全国大会等への参加ができるようにして法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠である。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業については一昨年・昨年に実施したキャンペーンでの活動を継続し受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの労働保険事務代行サービスなどを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、可能な限り内容の充実を図ったうえでより効果的な事業執行に努める。

6 その他、目的を達成するために必要な施策

正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、現在当法人会に限らず全国的に会員の減少が進んでいる現状に対し、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館については、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

- ①新設法人説明会
- ②決算法人説明会
- ③法人税申告書・決算書の書き方講習会
- ④ブロック別税務座談会
- ⑤税の知っ得塾
- ⑥租税教室
- ⑦支部研修会

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

- ①e-Tax・eLTAXの促進
- ②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進
- ③広報誌等による税情報の発信
- ④税を考える週間実施事業（税をテーマとした川柳コンクール）
- ⑤イベント協働事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出（全国大会）
- ②全国青年の集い
- ③全国女性フォーラム

2 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記講習会
- (2) 税務・労務・経営・経営支援・無形（知的）財産・行政手続き支援相談
- (3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」
- (4) 夏期研修会
- (5) 実務セミナー
- (6) 板橋産業見本市ものづくりセミナー
- (7) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金無料相談会
- (8) 環境関連事業

3 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 厚生講演会
- (2) チャリティーコンサート事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) イベント協働事業
- (5) 青年部会地域社会貢献事業
- (6) 女性部会地域社会貢献事業
- (7) 支部社会貢献活動
- (8) 地域講演会

4 会員の交流に資するための事業

- (1) 法律相談
- (2) 総会懇親会
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) 情報交換会

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

- ①新設法人説明会
- ②決算法人説明会
- ③法人税申告書・決算書の書き方講習会
- ④ブロック別税務座談会
- ⑤税の知っ得塾
- ⑥租税教室
- ⑦支部研修会

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

- ①e-Tax・eLTAXの促進
- ②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進
- ③広報誌等による税情報の発信
- ④税を考える週間実施事業（税をテーマとした川柳コンクール）
- ⑤イベント協働事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出（全国大会）
- ②全国青年の集い
- ③全国女性フォーラム

2 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記講習会
- (2) 税務・労務・経営・経営支援・無形（知的）財産・行政手続き支援相談
- (3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」
- (4) 夏期研修会
- (5) 実務セミナー
- (6) 板橋産業見本市ものづくりセミナー
- (7) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金無料相談会
- (8) 環境関連事業

3 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 厚生講演会
- (2) チャリティーコンサート事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) イベント協働事業
- (5) 青年部会地域社会貢献事業
- (6) 女性部会地域社会貢献事業
- (7) 支部社会貢献活動
- (8) 地域講演会

4 会員の交流に資するための事業

- (1) 法律相談
- (2) 総会懇親会
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) 情報交換会

- (5) 新年賀詞交換会
- (6) 役員懇談会
- (7) 会員増強功労者表彰
- (8) 会員増強活動用資器材調達
- (9) 支部共益活動
- (10) 青年部会共益事業
- (11) 女性部会共益事業
- (12) 源泉部会共益事業

5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) レジャー施設等割引利用斡旋
- (2) 宿泊施設利用割引
- (3) 各種健康診断
- (4) 経営者大型保証制度の普及推進（案内・周知）
- (5) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (6) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (7) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (8) 簡易生命保険団体保険料払込制度に関わる集金事務
- (9) 労働保険事務代行業務

6 その他、目的を達成するために必要な事業

- (1) 各種会議の運営
- (2) 規程等の整備
- (3) 情報開示の推進
- (4) 板橋法人会館賃貸業務

- (5) 新年賀詞交換会
- (6) 役員懇談会
- (7) 会員増強功労者表彰
- (8) 会員増強活動用資器材調達
- (9) 支部共益活動
- (10) 青年部会共益事業
- (11) 女性部会共益事業
- (12) 源泉部会共益事業

5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) レジャー施設等割引利用斡旋
- (2) 宿泊施設利用割引
- (3) 各種健康診断
- (4) 経営者大型保証制度の普及推進（案内・周知）
- (5) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (6) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (7) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (8) 労働保険事務代行業務
- (9) プレミアム付板橋区内共通商品券の斡旋（区の事業とは別個に）

6 その他、目的を達成するために必要な事業

- (1) 各種会議の運営
- (2) 規程等の整備
- (3) 情報開示の推進
- (4) 板橋法人会館賃貸業務

公益社団法人板橋法人会 令和5年度予算編成方針の検討

令和4年度 予算編成方針	令和5年度 予算編成方針（案の作成と検討）
<p style="text-align: center;">令和4年度事業 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度事業 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和5年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染状況の縮小後の活動再開にあたっては、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源として見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和4年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>

【案】

資料 4

令和4年11月10日
正副会長会資料

各委員長様
各部長様

公益社団法人板橋法人会
会長 平野 慎治

令和5年度事業予算概要書の提出について

日頃から、当法人会の活動にご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、先般開催いたしました正副会長会において、別紙のとおり令和5年度における事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針を決定いたしました。

その基本方針では、法人会の「理念」を実現するため、板橋法人会としての基本的な姿勢や考え方を示しています。また、主要施策では、基本方針で示した考え方や方向性にそって、理念を実現するための事業について、施策として体系的に整理し、その目的や手段などを示しています。さらに、予算編成方針では、委員会及び部会が、基本方針や主要施策に沿って事業を検討する際に、より具体的に検討するための指針を示しました。

各委員会及び各部会におかれては、正副会長会で決定した基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の趣旨を十分に踏まえ、令和5年度の事業を検討し、下記により事業予算概要書の提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた事業予算概要書は、正副会長会（委員長会議）において、総合的に調整させていただき、そのうえで、事業計画案及び収支予算案としてとりまとめ、理事会に付議することになります。

記

1. 基本方針及び主要施策並びに予算編成方針
別紙のとおり

2. 提出書類

(1) 令和5年度公益社団法人板橋法人会事業予算概要書 1部

※令和4年度の内容を記載した事業予算概要書（3/28第6回理事会承認）を添付しています。

この書式に、検討内容を反映させて提出してください。

(2) 作成方法

- ①基本方針及び主要施策並びに予算編成方針に基づき、委員会及び部会において、具体的な事業を検討してください。
- ②委員会及び部会で検討した内容を（5）で示す事業の体系順に整理してその事業の内容を記載してください。
- ③新たに実施するとした事業は、新たな行に追加してください。また、中止する事業は、当該事業の増減説明欄に「中止」と記載してください。

【案】

(3) 提出期限 令和5年1月31日(火)

(4) 提出先 公益社団法人板橋法人会事務局 各委員会及び部会担当者

(5) 事業の体系

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業 公1
 - (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- 2 地域企業の健全な発展に資する事業 公2
- 3 地域社会への貢献を目的とする事業 公3
- 4 会員の交流に資するための事業 共益
- 5 会員の福利厚生等に資する事業 共益
- 6 その他目的を達成するために必要な事業 法人 収益

3. 今後の日程

No.	実施日	実施項目	実施内容
1	4年11月	正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の決定、提示
2	4年11月 ～5年1月	各委員会	委員会・部会ごとに個別事業計画と予算案の検討、決定
3	5年1月末	事業予算概要書提出	委員会・部会で検討した事業予算概要書を事務局に提出
4	5年2月 ～3月	正副会長会	事業計画及び予算案の総合調整 事業計画及び予算案の承認
5	5年3月	常任理事会	事業計画及び予算案の承認
6	5年3月	理事会	事業計画及び予算案の承認
7	5年3月	会計事務説明会	支部決算報告の手順と次年度支部予算書の書き方の説明
8	5年3月末	東京都への報告	監督官庁である東京都に事業計画と予算案を提出
9	5年6月	通常総会	事業計画及び予算の報告

公益社団法人板橋法人会 公式ホームページ行事予定掲載基準（案）

（令和4年●月●日施行）

この基準は、公益社団法人板橋法人会 公式ホームページ運用管理要綱（以下「HP運用管理要綱」という。）第13条に規定する掲載情報等における行事予定について、その掲載する行事の種類や時期などを定め、適正かつ円滑な事務の執行を図る。

1. 原則

- 公式ホームページに掲載している行事予定は、法人会の活動を会員・非会員問わず周知するための重要なコンテンツです。
- そして、行事予定は、だれもが法人会の動きを知ることができ、組織活動の透明化に欠かせないものです。
- そこで、行事予定に掲載する法人会の様々な行事について、当基準に基づき、速やかに掲載することとします。

2. 掲載する行事

（1）本部主催の行事

- ・総会
- ・正副会長会
- ・常任理事会
- ・理事会
- ・ブロック長会議
- ・委員会
- ・委員会が所管する行事で、広く一般を対象としたもの
- ・会計事務説明会
- ・本部役員の意見交換を目的とした行事
- ・その他、運用管理者が、掲載を必要と認めること

（2）ブロック主催の行事

- ・ブロックが主催する行事で、広く一般を対象としたもの
- ・その他、運用管理者が、掲載を必要と認めること

（3）支部主催の行事

- ・支部総会
- ・社会貢献活動
- ・税の知っ得塾
- ・支部研修会
- ・各支部が主催する行事で、広く一般を対象としたもの
- ・その他、運用管理者が、掲載を必要と認めること

(4) 部会主催の行事

- 部会総会
- 社会貢献活動
- 税の知っ得塾
- 研修を目的とする事業
- 青年部会定例会
- 部会が主催する行事で、広く一般を対象としたもの
- その他、運用管理者が、掲載を必要と認めること

(5) 他団体主催の行事

- 法人会全国大会
- 全国青年の集い
- 全国女性フォーラム
- 本部役員の参加があるもので、運用管理者が、掲載を必要と認めること
- その他、運用管理者が、掲載を必要と認めること

(6) その他

- 事務局定休日
- その他、運用管理者が、掲載を必要と認めること

公益社団法人板橋法人会 広報誌への広告媒体同封サービス運用要綱の制定について

板橋法人会は、公益法人として会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象に、税知識の普及と納税意識の向上に資する情報をはじめ、公益性の高い情報を周知するために広報誌を発行しています。

また、広報誌に関係諸団体等の広告媒体（チラシ）を同封し、発送しています。その同封に関して、現状では要綱が制定されていません。

その、関係諸団体の広告媒体同封に関して、現状の運用状況を書面に起こし、誰もが共通認識を持ち適切に運用できるよう、新たに要綱を制定します。

記

1. 制定する要綱

公益社団法人板橋法人会 広報誌への広告媒体同封サービス運用要綱【新規制定】

2. 制定理由

現況の運用状況を書面に起こし、誰もが共通認識を持てるようにするため。

3. 要綱の概要

広報誌への広告媒体の同封に関し必要な事項を定める。

4. 要綱案

別紙【資料 6-2】

別紙【資料 6-3】

別紙【資料 6-4】

公益社団法人板橋法人会 広報誌への広告媒体同封サービス運用要綱

(令和4年●月●日正副会長会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人板橋法人会（以下「法人会」という。）が実施する広報誌への広告媒体同封サービス（以下「同封サービス」という。）について必要なことを定め、会員に広く有益な情報を提供し周知を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、広報誌に封入する他団体等が作成したチラシ等の紙媒体のことをいう。

2 この要綱において「同封サービス」とは、法人会が発行する広報誌に、広報媒体を同封することをいう。

3 この要綱において「許可」とは、会長が認めるものをいい、「承認」とは、事務局長が認めるものをいう。

4 この要綱において「保険受託会社」とは、次の各号に定めるもののことをいう。

- (1) 大同生命保険株式会社
- (2) AIG 損害保険株式会社
- (3) アフラック生命保険株式会社

(広告媒体の内容)

第3条 広告媒体の内容は、法人会定款第4条第1項に該当することのみとする。

(利用者)

第4条 同封サービスの利用者は、前条に関係する者に限る。

(利用の制限)

第5条 次の各号に該当する場合は、同封サービスの利用は、認めないものとする。

- (1) 同封サービスの利用者が法人会会員の場合、同封サービス利用時点において、納付すべき年会費が未納である場合
- (2) 前回の利用料金が未納である場合
- (3) 過去の利用に対し、料金の未納や遅延などが多く、支払状況に問題があると判断した場合
- (4) その他、会長が利用者として相応しくないと判断した場合

(禁止事項)

第 6 条 広告媒体の内容が、次の各号いずれかに該当する場合、同封サービスの利用は認められない。

- (1) 関係法規に違反するもの、またはその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治宣伝活動、宗教、風俗営業、消費者金融及び反社会的勢力に関するもの
- (4) 虚偽または誤認される恐れのあるもの
- (5) 他の会員事業所に対し、不利益を与える恐れのあるもの
- (6) 広告媒体に記載された内容が、法人会独自サービスの内容と酷似しているもの
- (7) その他、会長が不相当と認めたもの

(免責事項)

第 7 条 同封サービスに関する法人会の免責事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告媒体の内容に関する責任は、その一切を利用者に帰属する
- (2) 同封サービスを利用不可と判断した場合、その理由を明示する義務を負わない
- (3) 同封サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当会は一切の責任を負わない
- (4) 同封予定月において、やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を変更することがある。
- (5) 広報誌 1 号につき、広告媒体の数量が 8 種を超える場合、申込を制限することがある。
- (6) 広告媒体を同封した広報誌の重量が、1 部当たり 100g を超える場合、申込を制限することがある。

(同封サービスに関する手続き上の対応)

第 8 条 同封サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応する。

(利用料金)

第 9 条 同封サービスの利用料は、20 円に同封した枚数を乗じた額に消費税額を加算した額とする。ただし、次の各号に該当するものに関しては、無料とする。

- (1) 官公庁
- (2) 地方公共団体
- (3) 保険受託会社
- (4) 法人会館テナント
- (5) 法人会の福利厚生制度に関するもの
- (6) その他、会長が許可したもの

2 同封サービス利用者は、広報誌発送完了後に法人会が送付する請求書に従い、発行月の翌月末日までに支払いを完了すること。

(広告媒体の仕様)

第10条 広告媒体は、A4版とし、A4版を超えるものは、A4版に折り納品すること。なお、原則として1部当たりの重量は15g以下とする。

(利用申込)

- 第11条 同封サービスの利用希望者は、別に定める「板橋法人会広報誌 広告媒体同封サービス利用申請書」(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、同封予定の広告媒体の案を添付の上、利用を希望する前月の10日までに、法人会事務局に提出し、承認を得なければならない。
- 2 同封サービスの利用者は、申請書の内容に相違が生じた場合、速やかにその内容を届け出なければならない。

(許可、承認の基準)

- 第12条 申請書を提出後、第5条及び第6条にあてはまらないと判断され、かつ第7条第5号及び第6号に該当しない場合は、承認するものとする。承認の可否については、別に定める「板橋法人会広報誌 広告媒体同封サービス利用承認(不承認)通知書」により、通知するものとする。
- 2 会長または事務局長が、広報誌の広告媒体として不適切認められた場合、承認等はしないものとする。

(納品)

第13条 同封サービス利用の承認がおりた利用者は、必要部数を作成し、広報誌発行の一週間前までに、法人会が指定する所定場所へ納品すること。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、正副会長会で審議し、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年●月●日から適用する。

板橋法人会広報誌 広告媒体同封サービス利用申請書

令和 年 月 日

公益社団法人板橋法人会
会長 平野 慎 治 様

【申請者】

団体名	
氏名 (自書)	
TEL	

板橋法人会 広報誌への広告媒体同封サービスを利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、同封サービスの利用にあたっては、「広報紙への広告媒体同封サービス運用要綱」を遵守し、下記の注意事項を守ることを確約します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 有 料 (20 円 (税別) / 1 枚)	<input type="checkbox"/> 無 料
広告媒体の内容		
重 量		
同封希望号	法人いたばし 号 (令和 年 月 日発行)	
納品枚数	枚	
納品予定日	令和 年 月 日	
余剰分の引取り	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (法人会が処分することに同意します)	

【注意事項】

- ※1 同封できる広告媒体の規格は以下のとおりです。
 ・サイズ：A4 版 (A4 版を超えるものは、A4 版に折り納品すること。)
 ・重 量：15g 以下
- ※2 同封サービスの利用の受付は先着順とし、広報誌 1 号につき、広報媒体の数量が 8 種を超える場合は、申請をお断りする場合があります。
- ※3 広告媒体を同封した広報誌の重量が、1 部あたり 100g を超える場合は、申請をお断りする場合があります。

資料6-4

令和4年11月10日
正副会長会資料

板橋法人会広報誌 広告媒体同封サービス利用承認（不承認）通知書

通知日 令和 年 月 日

.....
.....様

公益社団法人板橋法人会
会長 平野 慎 治

年 月 日付で申請のありました板橋法人会広報誌 広報媒体同封サービス利用申請について、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認 ・ 不承認
広告媒体の内容	
区分	<input type="checkbox"/> 有料（20円（税別）/1枚） <input type="checkbox"/> 無料
承認条件	<ol style="list-style-type: none">1. 公益社団法人板橋法人会 広報誌への広告媒体同封サービス運用要綱を遵守すること。2. 申請内容と相違が認められたとき、及び要綱第12条の許可、承認の基準に定める要件を満たさなくなったときは、承認を取り消すことがある。3. 申請書の内容に相違が生じた場合、速やかにその内容を届け出ること。
不承認の理由	

公益社団法人板橋法人会事務局
〒173-0013 板橋区氷川町 39 番 2 号
電話 03-3964-1413
Fax 03-3964-2255

板橋税務署からの会員名簿提出依頼への対応について

過日、板橋税務署法人課税第1部門から当会の会員名簿の提供について依頼がありました。依頼を受けた名簿に掲載する情報等は下記のとおりです。

名簿提供の是非について、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 掲載対象者
板橋法人会会員
2. 掲載する情報
法人名・住所
3. 名簿提供依頼の目的
会員と非会員を確認するため

※認定法第21条第4項に基づく閲覧対象書類（会員名簿含む）については、何人からの閲覧請求も原則として拒否することができません。

閲覧請求が法人会員以外からの場合は、個人の住所に係る部分を除外して閲覧させることができます。

問Ⅵ - 5 - ②（作成すべき書類等）

公益法人は、法令上作成し、備え置くべきこととされている書類について、社員又は評議員から閲覧請求があった場合に、常に閲覧させなければならないのでしょうか。

答

- 1 公益法人が法令上、作成し備え置くべきこととされている書類（問Ⅵ－5－①参照）のうち、認定法第 21 条第 4 項に基づく閲覧対象書類については、社員及び評議員だけでなく何人からの閲覧請求も原則として拒否することができません。
- 2 認定法・認定規則による閲覧対象書類は、次のとおりです。
 - (1) 当該事業年度の事業計画書
 - (2) 当該事業年度の収支予算書
 - (3) 当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (4) 財産目録
 - (5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
 - (6) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (7) キャッシュフロー計算書
 - (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 定款
 - (10) 社員名簿
 - (11) 当該事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む。）

※ なお、特定費用準備資金の積立限度額やその算定の根拠等について記載した書類や 5 号財産及び 6 号財産の内容等について記載された書類についても公益法人認定法第 21 条の規定の例により閲覧の措置を講じることが必要です（公益法人認定法施行規則第 18 条第 3 項第 5 号、第 22 条第 5 項参照）。
- 3 一般社団・財団法人法による閲覧対象書類は次のとおりであり、閲覧請求の対象者が限られます。
 - (1) 会計帳簿については、一定の議決権を有する社員及び評議員が閲覧請求できません（同法第 121 条、第 199 条）。
 - (2) 社員総会・評議員会・理事会の議事録については、社員、評議員及び債

権者が閲覧請求できます（同法第 57 条第 4 項、第 193 条第 4 項）。

令和4年11月10日

正副会長会資料

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）抜粋

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

6 財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、その従たる事務所における第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第二項中「その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

正副会長会資料

資料 各種備置き書類

種 類	備え置き(主たる事務所)
[計算書類等]	総会開催日の 2 週間前 の日から 5 年間
○貸借対照表	
○損益計算書(正味財産増減計算書)	
○貸借対照表・損益計算書の附属明細書	
○財産目録(※公益法人のみ)	
○事業報告	
○事業報告の附属明細書	
○監査報告	
○公益目的支出計画実施報告書(※移行法人のみ)	
[総会・理事会関係の書類]	
○総会議事録	総会の日から 1 0 年間
○委任状・議決権行使書面	総会の日から 3 ヶ月間
○理事会議事録	理事会日から 1 0 年間
[組織に関する書類]	
○定款	常時
○社員名簿	常時
○役員等名簿(※公益法人のみ)	事業年度経過後 3 ヶ月 以内に作成し 5 年間
○役員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (※公益法人のみ)	
○運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (※公益法人のみ)	
[収支予算書等](※公益法人のみ)	当該事業年度末日まで
○事業計画書	
○収支予算書	
○資金調達及び設備投資の見込を記載した書類	

(注 1) 公益法人の場合、総会議事録、委任状・議決権行使書面、理事会議事録については社員のみですが、それ以外については何人も閲覧請求できるとされています。

(注 2) 一般法人の場合、公益目的支出計画実施報告書は何人も閲覧請求できますが、それ以外は社員のみ閲覧請求できます。

(注 3) 理事会議事録は、社員が裁判所の許可を受けて閲覧請求できるとされています。

(注 4) 社員名簿・役員等名簿の閲覧請求が社員以外からの場合は、個人の住所に係る部分を除外して閲覧させることができます。

令和4年11月10日
正副会長会資料

備置き書類（会員名簿一非会員閲覧用）

法人名	代表者
(株) 釜清製作所	清 厚二郎
東日本ホールセール (株)	大川 順市
(株) 温品	温品 覚造
(株) 埼玉クリーンサービス	清水 洋美
(株) 東京スマイル 板橋支店	三浦 辰也
(株) ユーフォリア	宮崎 浩光
公益財団法人 愛世会	川上 利光
(有) クラフト	菊川 聡
(株) 高分子加工研究所	矢部 興助
日本ウイリング (株)	平岩 武昭
(有) コンタス	小柳 優樹
(有) 桐原製作所	福井 晴雄
(株) 北園会館	塚田 陽一郎
(有) タック	道法 孝典
(株) 帝京建設	沖永 靖
(有) 溝口製袋工業所	溝口 博保
(株) テクノリベルタ	小幡 健太郎
(株) 高梁特殊印刷	柳井 康通
(有) 沼田光機製作所	沼田 六郎
JMS (株)	細川 洋海
社会福祉法人 あすなろ福祉会	佐藤 就之
(株) クロワール	深川 洋
(株) アール・ビー	竹林 成
(有) ダイシン薬局	進藤 美和子
(株) ティーケー出版印刷	深澤 弘士
フジオカエアータイト (株)	久保田 和弘
種兵食品工業 (株)	土屋 今朝夫
(株) ビューフロンティア	江種 秀
(株) アルトレード	神野 俊彦
(株) 竹渡銘木	渡辺 惣一
栄進設備工業 (株)	山本 暢治
昭産商事 (株)	檜前 慶一
(株) いづみ工務店	長沼 遼介
(株) テスター	石井 博
(株) 長澤製作所	長澤 実
アフィックス (株)	大島 隆夫
(株) 三星光機製作所	大島 隆夫
(株) オールマイティセキュリティーサービス	押切 健治
(有) モンテアン	山田 量子
出水商事 (株)	山坂 法道
岩城印刷 (株)	川野 岩弘
(株) 中三川事務所	中三川 孝幸
(株) 絵都	中村 稔
(有) 平家	仲宗根 玄義
(有) 伊勢元	山本 勝彦
(有) 山勢不動産	萱場 晃一
(有) 武蔵野	楠沢 文孝
(有) スガノ美容室	菅野 由美子
(株) きらぼし銀行 板橋支店	支店長

板橋法人会 正副会長会等 審議予定表

資料9
令和4年11月10日
正副会長会資料

No.	開催日		会議名	主な審議案件		
				事業計画・予算・決算関係	法人会運営関係	規則等・その他
1	令和4年4月14日	(木)	第1回 正副会長会		・通常総会運営の検討 ・監査会の準備状況	
2	令和4年5月12日	(木)	第2回 正副会長会	・令和3年度事業報告及び決算の承認	・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
3	令和4年5月16日	(月)	監査会	・事業報告等の監査 ・計算書類等の監査		
4	令和4年5月19日	(木)	第1回 常任理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
5	令和4年5月26日	(木)	第1回 理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会実施要領の検討	
6	令和4年6月9日	(木)	第3回 正副会長会		・総会、全体委員会実施準備	
7	令和4年6月10日	(金)	第10回 通常総会	・3年度事業報告 ・4年度事業計画及び収支予算の報告 ・3年度財務諸表の承認		
8	令和4年6月23日	(木)	全体委員会	・会長による基本方針説明 ・正副委員長による主要施策の説明	・ブロック長による活動等の紹介	
9			ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表（情報提供等）	
10	令和4年7月15日	(金)	第4回 正副会長会			・板橋税務署名刺交換会終了後開催
11	令和4年7月21日	(木)	第2回 常任理事会			
			第2回 理事会		・事務局長の交代について	
12	令和4年8月10日	(水)	第5回 正副会長会			・終了後、正副会長とブロック長による会議を開催
13	令和4年9月8日	(木)	第6回 正副会長会			
14	令和4年9月15日	(木)	第3回 常任理事会			
15	令和4年9月26日	(月)	第3回 理事会			・終了後、意見交換会を開催
16	令和4年10月12日	(水)	第7回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
17	令和4年11月10日	(木)	第8回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
18	令和4年11月17日	(木)	第4回 常任理事会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討		
19	令和4年12月8日	(木)	第9回 正副会長会	・次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の提示		
20	令和4年12月15日	(木)	第4回 理事会	・次年度事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の提示		・終了後、情報交換会を開催
21	令和5年1月12日	(木)	第10回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	・役員改選について	
22	令和5年1月19日	(木)	第5回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
23	令和5年2月9日	(木)	第11回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	・役員改選について	
24	令和5年3月9日	(木)	第12回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	・役員改選の進め方について ・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	
25	令和5年3月16日	(木)	第6回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の決定	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認 ・【報告】役員改選の進め方について	
26	令和5年3月中旬		ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表（情報提供等）	
27	令和5年3月中旬		会計事務説明会	・支部決算報告についての説明 ・支部次年度予算についての説明		
28	令和5年3月下旬		第5回 理事会	・次年度事業計画及び収支予算の承認	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認	

2022.11.10 会議資料

前回の正副会長会以降開催された活動について

■10月13日（木）

全国大会千葉大会が開催され、平野会長、浦田副会長、吉川副会長、甲斐の4名で参加しました。場所は幕張メッセ、講演会は市川市出身のキャスター安藤優子さんでした。来年は群馬での開催予定です。

■10月15日（土）

板橋区民まつりが開催され平野会長がオープニングセレモニーに参加されました。青年部会は板橋第一中学校でのクイズ、女性部会と事務局で板橋租税教育推進協議会主催のスタンプラリーに参加しました。3年ぶりの開催で予想を上回る人出でした。

■10月17日（月）

16時から税務署で六団体長会議が開催されました。平野会長、甲斐出席しました。

■10月18日（火）

第一支部の研修会・懇親会（屋形船）が開催されました。

■10月19日（水）

グリーンホールにて板橋区との共催事業（社会貢献委員会担当）の音楽のおくりものを開催しました。会長、長谷川副会長、社会貢献委員会の皆様参加でした。

東法連開催税を考える週間協賛講演会に坂口副会長、奥積常任理事が出席されました。

■10月24日（月）

板橋区区民文化部スポーツ振興課事業推進係長窪田様来局。板橋 City マラソンが3月19日（日）に開催されるので協賛の依頼でした。

■10月25日（火） 広報誌秋号の封入作業を実施いたしました。

（翌26日に会員あて発送実施いたしました。）

■11月1日（火）

東法連福利厚生創設50周年キャンペーン推進大会が開催され森田副会長、吉川副会長が出席されました。

青年部会による税務署長講演会、定例会が開催されました。

■11月2日（水）

第3回事業研修・税制委員会が開催されました。（議事録別紙）

■11月8日（火）

納税表彰式と祝賀会が開催されました。

■11月10日（木）

板橋産業見本市が開催されオープニングセレモニーに平野会長と甲斐が出席しました。

以上

令和4年度 総務委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

- 役員及び委員構成員の選任または、委嘱に関する事項
- 定款、支部運営規則、その他諸規定及び改廃に関する事項
- 理事会及び各委員会の連絡調整に関する事項
- 政府諸機関、地方公共団体、その他の団体との連絡・交渉に関する事項
- 事務局に関する事項
- 予算及び決算に関する事項

- 会費、積立金等に関する事項
- 予算の支出認証に関する事項
- 財産の管理に関する事項
- 支部会計に関する事項
- 他に属さない事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
法人会運営	1	正副会長会	法人の運営に関する重要事項を審議	法人	定期開催 (毎月・第2木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長	開催数:8回 開催日:4/14・5/12・6/9・7/15・8/1・9/8 ・10/12・11/10
	2	常任理事会	理事会の審議事項の検討	法人	定期開催 (奇数月・第3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事	開催数:3回 開催日:5/19・7/21・9/15
	3-1	理事会	第1回(決算承認理事会) ・通常総会、事業報告、計算書類等の承認	法人	5月26日(木)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事、理事、 監事	
	3-2		第2回 ・業務執行状況報告		7月21日(木)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-3		第3回 ・業務執行状況報告		9月26日(月)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-4		第4回 ・業務執行状況報告		12月15日(木)	王華		
	3-5		第5回(予算承認理事会) ・事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認		未定(5年3月)	板橋法人会館 3階会議室		
	4	ブロック長会議	支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図る	法人	年度内2回	板橋法人会館 3階会議室	会長、総務担当副会長、 ブロック長及び支部長	
	5	顧問・相談役・正副会長会	法人会の事業運営について報告 終了後、懇親会を開催	法人	5年2月・予定	未定	顧問、相談役、会長、副会長 会費5,000円	令和5年度は改選期のため実施する
	6	監査会	理事の職務の執行、計算書類及び事業報告等の 監査	法人	5月16日(月)	板橋法人会館 3階会議室	監事、総務委員長、 会長、顧問税理士	
	7-1	通常総会	第1部 会員増強表彰式 第2部 総会	法人	6月10日(金) 16:00~17:30	板橋区立 グリーンホール 1階ホール	正会員、来賓	参加者131名(会員111、来賓13、他7) 委任状1,915名
	7-2		懇親会【通常総会終了後】		6月10日(金) 18:00~19:30 【中止】	板橋区立 グリーンホール 2階ホール	会員、来賓300名 会費5,000円	
8	全体委員会	役員に委嘱状を交付 意見交換会は中止	法人	6月23日(木)	板橋区立文化会館 大会議室	会長、副会長、 常任理事、監事、全委員	例年、隔年(改選期)に開催していたが、今 年度から毎年開催する 当日出席48名	
9-1	委員会	総務委員会	法人	適宜開催	板橋法人会館 3階会議室	委員長、 副委員長、 委員	第1回・6月2日(木)16:00~17:00 第2回・11月(予定)	
9-2		事業研修・税制委員会		適宜開催			第1回・7月12日(火)16:00~17:00 第2回・9月1日(木)16:00~17:00 第3回・11月2日(水)16:00~17:00(予定)	
9-3		厚生委員会		適宜開催			第1回・8月25日(木)16:00~17:00	
9-4		組織・広報委員会		適宜開催			第1回・7月13日(水)16:00~17:00 第2回・10月5日(水)16:00~17:00 第3回・12月22日(木)16:00~17:00(予定)	
9-5		社会貢献委員会		適宜開催			第1回・7月14日(木)16:00~17:00(中止) 第1回・8月9日(火)15:00~16:00 第2回・11月21日(月)16:00~17:00(予定)	
10	会計事務説明会	支部決算報告の手順と 次年度支部予算書の書き方を説明	法人	5年3月・予定	板橋法人会館 3階会議室	支部長、 会計責任者		
11	情報交換会	理事会(年末開催)終了後、情報交換会(忘年 会)を開催	共益	12月15日(木)	王華	理事会出席者 会費3,000円		
12	新年賀詞交歓会	地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換、 並びに旧交をあたためるため開催	共益	5年1月16日(月)	板橋区立文化会館 大会議室	各支部出席人数未定 会費未定		
渉外事業	13	板橋税務署との 意見交換会	板橋税務署の人事異動に伴う、名刺交換と意 見交換会	共益	9月26日(月) 理事会終了後	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、理事、監事、顧 問、相談役、参与、税務署幹部職員	出席者30名 (税務署3名、法人会役員22名、事務局5名)
	14	税務関係 六団体長会議	各団体の事業計画の発表、意見交換会	法人	年6回開催	板橋税務署	会長、事務局長	令和4年 4/15(中止)・6/16・9/5 ・10/17・12/5(予定) 令和5年 1/12(予定)
	15	税務懇談会	税務関係六団体が主催 税務署の人事異動に伴う意見交換会	法人	8月5日(金) 【中止】	板橋区立 グリーンホール 1階ホール	税務署幹部職員 税務関係六団体長	
	16	第4ブロック 合同会議	第4ブロックの法人会が集合し、意見交換及び 交流会を開催	法人	11月8日(火)	ハイアットリージェン シー東京	会長	幹事・新宿法人会(令和2年度から継続)
公益事業	17-1	税制改正の提言及び 提言書の関係機関 への提出	地元国会議員並びに地元自治体に対する要 望活動	公1	未定(11月~12月)	地元国会議員 区長、区議会	会長、総務委員長、 事業研修・税制委員長	
	17-2		全法連全国大会への参加 税制改正要望大会への参加	公1	10月13日(木)	千葉県千葉市 幕張メッセ		
	18	ものづくり・商業・サー ビス業革新補助金 無料相談会	国会で可決される令和2年度補正予算の「もの づくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 について、本補助制度の申請に必要な情報提 供や計画書作成支援に取り組むため、公益財 団法人板橋区産業振興公社と連携し、法人会 館会議室を使用して中小企業診断士を相談員 として無料相談会を開催 ※中小企業診断士に対する経費は公益財団 法人板橋区産業振興公社が負担	公2	5年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	会員、 一般(非会員)	
19	職業体験事業	板橋区教育委員会と交わした覚書に基づき、 中学生の職業体験事業を実施	公3	通年 (学校と調整)	体験受入れ法人	区内中学生		

令和4年度 事業研修・税制委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 中小企業の健全な発展、経営力アップを目的とした講演会、研修会等の企画、実施に関する事項
2. 税制及び税務に関する事項
3. 税制改正及び税務行政に対する要望意見、提言に関する事項
4. その他、研修・税制に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時	実施場所	対象	備考
事業 研修 事業	1	簿記講習会	簿記の初歩と経理の基本知識、仕訳など初心者を対象に指導する。また簿記一巡の手続、日常取引の仕訳など経理の実務に関する講習会。	公2	6/2. 9. 16. 23. 30 【全5回】 各回18:30~20:30	板橋法人会館 3階会議室	会員(2,000円)、 一般(3,000円)	【実施済】 申込者: 会員22名、一般6名 計28名
			①やさしい簿記(Ⅰ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 高島 博司氏					9/8. 15. 22. 29. 10/6. 13 【全6回】 各回18:30~20:30
	2	地域講演会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に講演会を実施する。 演題: 「日本経済のゆくえ〜」 講師: 慶應義塾大学大学院教授/エイベックス株式会社顧問 岸 博幸氏	公3	2月20日(月)	板橋区立文化会館 小ホール	会員、一般	
	3	夏期研修会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に研修会を開催する。 演題: 「『運』を科学する〜運のいい人の行動パターン〜」 講師: 脳科学者 中野 信子氏	公2	9/7(水) 15:30~17:00	ホテルメトロポリタン	会員無料、 一般(1,000円)	【実施済】 申込者: 137名(一般0名)
	4	役員懇談会	法人会役員が一同に会し、懇親と交流を深める。	共益	9/7(水) 17:30~19:30	ホテルメトロポリタン	支部・部会役員	【実施済】 申込者: 102名
	5	実務セミナー① (経営者向け)	中小企業経営者を対象に企業のさらなる成長・発展に向けた戦略構築及び問題解決に向け、企業の活性化及び円滑に経営を進めるためのセミナーを開催。 ・中小企業の経営戦略セミナー 「間違いだらけの高卒新卒採用ノウハウ」 講師: I(株)ジンジブ HRコンサルティング事業部 部長 近藤 海里氏	公2	9/21(水) 18:00~19:30	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	【実施済】 申込者: 会員12名、一般6名 計18名
	6	実務セミナー② (従業員、一般向け)	地域住民や会社の従業員向けに個人の知識向上・スキルアップできるセミナーを開催する。年数回実施。	公2	11/15(火) 15:00~17:00	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	【実施前】 申込者: 会員14名、一般12名 計26名
			②スキルアップセミナー					検討
	7	法人税申告書・決算書の書き方講習会	初めて書く方を対象に、法人税申告書・決算書の書き方を指導する講習会。 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 安井 教雄氏	公1	11/2. 10. 17. 24. 12/1. 8. 15 【全7回】 各回18:00~20:00	板橋法人会館 3階会議室	会員(3,000円)、 一般(5,000円)	【実施前】 申込者: 会員10名、一般3名 計13名
	8	税務、労務、経営、経営支援相談	税務、労務、経営、経営支援、無形(知的)財産※、行政手続支援の相談等についての疑問などの相談窓口の場を提供する。	公2	通年 【事前予約制】	板橋法人会館 4階役員室	会員/ ※一部を除く 一般(5,000円)	
9	インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」	「正しい税知識の普及活動」「社会貢献活動」「経営支援活動」等の推進に有効なツールとして、インターネットによるセミナー配信サービスを導入。 ※セミナーDVDレンタルサービスもあり	公2	通年	板橋法人会 ホームページから リンク	会員		
10	税を考える週間協賛事業「税をテーマとした川柳コンクール」	税をテーマとした川柳を募集し、税金への関心を持っていただくことを目的として実施する。	公1	6/1~9/30まで	区内小中学校をはじめ全域	会員、一般	【募集終了】 一般8,552句(内板橋区 195句)・ジュニア1,949句(内板橋区 1,754句) 総計10,503句 ※発表は税を考える週間(11/11~17)にてホームページにて掲載。	
11	ブロック別税務座談会	税務署担当官と各ブロック支部会員等との交流及び座談会。 (同時開催/税務講習会) 【計5回】	公1	未定	板橋法人会館 3階会議室	支部会員、 一般		
12	税の知っ得塾	税理士(東京税理士会 板橋支部)を講師として「経営に役立つ税の情報」を得ることのできる研修会を開催する。 併せて、支部会員及び非会員との交流の場として、懇親会を開催する。	公1	12月末までに実施	各支部 近隣施設	支部会員、 一般		
13	新設法人説明会	新しく設立した法人に対して、留意すべき税金その他の事項について、税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 板橋法人会・青年部会・女性部会	公1	通年 【年6回】	板橋法人会館 3階会議室	一般 (事前申込制 各回20名)		
14	決算法人説明会	決算を迎える法人に対して、正しい決算と申告のためのチェックポイント、改正税法の活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて、板橋税務署担当官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 板橋法人会	公1	通年 【年14回】	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般 (事前申込制 各回20名)		

令和4年度 厚生委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 会員の福利厚生事業の企画・実施及び推進に関する事項

2. その他、福利厚生に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益事業	1	厚生講演会	健康福祉の向上を図るための講演会。	公3	年度中	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	※検討中
	2	西武園ゆうえんち 1日レジャー切符引換券	西武園ゆうえんちのお得なチケット (1日レジャー切符引換券)を会員価格で販売 有効期限: ~9月末、~3月末	共益	通年	西武園ゆうえんち	会員 [1社: 半期5枚]	
3	サンシャインシティ サンシャイン水族館 前売りチケット	サンシャイン水族館の前売チケットの販売 (割引補助あり) ~9月末、~3月末	通年		サンシャイン水族館	会員 [1社: 半期5枚]		
4	東京ドームシティ 得10チケット	東京ドームシティの各施設で利用できる得10チ ケットの販売。 一般では販売していないチケットを一冊2,700円 で販売。 有効期限: ~9月末、~3月末	通年		東京ドームシティ	会員 [1社: 半期5枚]		
5	東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム	東京ディズニーリゾートの対象施設の割引。コー ポレートプログラム利用券(500円割引補助)の 発行。お得な期間限定キャンペーンや宿泊施設の 割引あり ※チケットはインターネットで購入可能	通年		東京ディズニ ーリゾート	会員 [1社: ひと月5枚、 年間20枚まで]	※10月よりお得な割引キャン ペーン「サンクス・フェスティ バル」を開催。実施期間: 10/11~11/30まで 第2期: 1/4 ~3/17の開催決定。	
6	天然温泉スパディオ 割引券及び割引補助券	板橋の天然温泉スパディオの割引券及び月ごとに 利用可能な割引補助券の発行。	通年		天然温泉スパディオ	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]		
7	豊島園 庭の湯 割引補助券	豊島園 庭の湯の割引補助券の発行。[平日、土 日祝、特定日(QW お盆・年末年始)料金あり]	通年		豊島園 庭の湯	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]		
8	サンリオピューロラン ド パスポート 割引 補助券	サンリオピューロランドのパスポートチケットの 割引補助券の発行。	通年		サンリオピューロラ ンド	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]		
9	東京サマーランド 1Dayパス 割引補助券	東京サマーランドの1Dayパスの割引補助券の発 行。	春季(4/1~ 6/30)、夏季 (7/1~9/25)		東京サマーランド	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]	【今年度営業終了】	
福利 厚生 事業	10	ローソンチケット 割引補助券及びチケッ トサービス	ローソン・ミニストップ店舗内に設置している 「Loppi」で映画、舞台、コンサート、ス ポーツ観戦、イベントなどの各種チケットを購入 する際に利用できる利用補助券(500円)の発 行。		通年	ローソン・ ミニストップ店舗	会員 [1社: ひと月5枚、 年間10枚まで]	
			法人会員制チケットサービス「ローチケbiz +」 会員限定ホームページやメールマガジンにて利用 可能。(要登録) ・チケット購入時のシステム利用料・発券手数料 が無料 ・販売商品提供、チケット割引 ・本、映画鑑賞券、航空券、ツアー優待 ・レンタカーの優待利用等お得な情報あり		通年		会員	
11	割引斡旋事業	●藤田観光リゾート 宿泊施設等 ●ホテル椿山荘東京のレストラン・写真室、婚礼 等 ●展覧会等のチケット 特別販売 その他会員割引料金で利用できるイベントチケッ トの特別割引あり。 ●医新クリニックの脳ドック ●高島平中央総合病院の脳、乳腺、骨粗鬆症ドッ ク健診	通年	各施設	会員	※期間限定で舞台やイベントチ ケットが会員特別料金で購入可 能。(ホームページにて掲載中 ※随時更新) ※板橋区内商品券の割引販売検 討中。		
12	一日人間ドック (生活習慣病健診)	全日本労働福祉協会及び愛誠病院・板橋中央総合 病院による1日人間ドック型式の生活習慣病健診 の実施。 ※全日本労働福祉協会の6月の受診者を対象とし た保健指導、オプション検査に新型コロナウイルス 抗体検査あり	収益	通年 ※全日本労働福祉協 会のみ6月及び1月実 施	全日本労働福祉協会 愛誠病院 板橋中央総合病院	会員		
13	PET-CTがんドック	総合東京病院のがんを早期発見できるPET検査を 法人会員料金で提供。	収益	通年	総合東京病院	会員		
		西台クリニックによるグランドコース、がん総合 コース、PET-CTコースの割引。早期発見のために 精度の高い検診を提供。会員特別割引で利用でき る。	収益	通年	西台クリニック	会員		
14	全法連・東法連関連の 斡旋事業 の普及推進	会員の福利厚生事業の一環として実施。 (福利厚生サービス(Audi JAPAN・BMW JAPAN・レ クサス等)、関東自動車共済及び東京都火災共 済)	収益	通年		会員		
15	会員向け法律相談	会員向けの法律無料相談。※電話相談は休止。東 法連の弁護士相談を利用する。	共益	通年		会員		
16	経営者大型保障制度の 普及推進	大同生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環とし て実施。	収益	通年		会員		
17	経営保全プランの普及 推進	AI(損害保険㈱) 会員の福利厚生事業の一環とし て実施。		通年		会員		
18	がん保険制度の普及推 進	アフラック生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一 環として実施。		通年		会員		
19	貸倒保障制度(取引信 用保険)の普及推進	三井住友海上 会員の福利厚生事業の一環として 実施。		通年		会員		
新	20	ゴルフコンペ	支部部会対抗チャリティーゴルフ大会	共益	12/1(木)	武蔵松山カントリー クラブ	支部・部会役員等	※40名参加予定

※その他 ボウリング教室やチャリティーコンサート等のイベント事業を企画検討中。

令和4年度 組織・広報委員会所管事業

I. 職務分掌

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 組織の拡充強化に関する事項 | 4. 広報宣伝に関する事項 |
| 2. 会員増強に関する事項 | 5. その他、組織・広報に関する事項 |
| 3. 広報紙発行に関する事項 | |

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
広報事業	1	広報誌等による 税情報の発信	広報誌「法人いたばし」の製作並びに発送 ・「法人いたばし」を年4回発行し配布を行う ・夏号は14,000部印刷し、会員及び板橋区内の全稼働法人に発送する。 ・秋号、新春号、春号の3回は5,000部印刷し、会員に発送する。	公益	夏号：7月28日発行 秋号：10月25日発行 新春号：1月24日発行予定 春号：3月23日発行予定	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	会員、未加入企業、 一般区民	・表紙写真の採用者に謝礼（板橋区内共通商品券1万円分）を贈呈する。（過去採用者も対象とする） ・広報誌の発行に関する要綱を整備した。 ・広報誌は、委員会審議後、正副会長会で審議し、承認を得た後、発行をする。
	2		ホームページを運営し、法人会の情報を発信 ・板橋法人会公式ホームページ ・コロナに負けないゾ！リレープロジェクト	公益	通年		会員、一般	・公式ホームページ運用管理要綱案を作成した。
	3		SNSによる情報の発信 ・Facebook ・Instagram	公益	通年		会員、一般	・年間を通し、Facebook広告（有料）を実施。（110円/日）
会員増強活動	4	会員増強功労者表彰	通常総会時に会員増強功労者を表彰	共益	6月10日（金）	板橋区立 グリーンホール	受賞者	・優秀団体賞 3団体 (大同生命保険・AIG・アフラック)
	5	会員増強事業	各支部における加入勧奨活動の実施 ・支部報奨金の支給基準である加入勧奨実績20ポイント標達成に向けて、年間を通じ会員増強活動を実施する。	共益	通年	各支部	未加入企業	・新型コロナウイルスの感染状況により、実施方法を検討する。
	6		会員（個人）における加入勧奨活動の実施	共益	通年		未加入企業	・加入増強報奨金支給規程の周知を徹底し、会員一人ひとりが積極的に加入勧奨ができる体制づくりを図る。
	7		加入勧奨説明会の開催 ・各支部長及び会員増強担当者を一堂に会して、今年度の加入勧奨の活動方針を説明	共益	中止		支部長、 支部会員増強担当1名、 組織・広報委員	・支部長宛に加入勧奨の方針についての書面を送付。
	8		パンフレット「入会のご案内」の作成・配布 ・経営支援サービスや、福利厚生制度を中心に、入会することのメリットを分かりやすく掲載	共益	法人いたばし夏号に封入し発送	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	未加入企業	・広報誌夏号に封入し、未加入法人を対象に配付する。 ※6社入会（11/4現在）
	9		新設法人説明会における加入勧奨の実施。	共益	・5月9日（月） ・7月7日（木）中止 ・9月12日（月） ・11月7日（月） ・R5年1月10日（火） ・R5年3月17日（金）	板橋法人会館 3階会議室	未加入企業 (説明会参加者)	・青年部会組織委員の協力による、法人会のPRスピーチを実施。
	10		法人会アンケート調査システム	法人会アンケート調査システムの利用拡大に努める。	共益	通年		回答者：会員 閲覧：会員、一般

令和4年度 社会貢献委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 企業の社会的責任を果たす地域社会貢献活動に関する事項
2. その他、社会貢献事業に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益目的事業	1	地域社会貢献事業 こどもわくわくフェスタ イベント協働事業	板橋区との協働で、子供の健全育成と子育て支援を応援する事業。「絵本のまち板橋」として、絵本の魅力を体感してもらいイベントを実施。絵本のキャラクターパネルの提供と、スタンプラリーの参加者へ法人会ノベルティを提供し、法人会PRを行った。	公3	令和4年5月16日 から28日まで	中央図書館ホール 常盤台地域センター ホール 他	会員、一般区民	板橋区との共催事業 感染症拡大防止策をとりながら、3つの 会場で乳幼児親子を対象として開催し た。
	2	板橋花火大会 イベント協働事業	花火大会プログラムへの広告を掲載し、広く区民にPRする。	公3	8月6日(土) 【中止】	荒川河川敷	会員、一般区民	区主催事業の中止 (新型コロナ感染症拡大防止対策)
	3	地域社会貢献事業 板橋区民まつり 税のスタンプラリー	租税教育推進の一環として、区民まつり来場者である、小学生を対象に税金クイズによるスタンプラリーを行う。	公3	10月15日(土) ・16日(日)	法人会館前	会員、一般区民	板橋区主催事業 税のスタンプラリーは、 板橋租税教育推進協議会の主催事業
	4	子育て支援事業 「音楽のおくりもの」	子育て支援の一環として地域の次世代を担う子供たち並びに子育てをしている親へ心癒される豊かな時間を過ごしてもらうためクラシックの生演奏によるコンサートを開催。 午前の部89名 午後の部91名 当日参加	公3	10月19日(水)	板橋グリーンホール 2階ホール	会員、一般区民 午前の部親子80名 午後の部親子80名 募集	板橋区との共催事業 申込み数と抽選結果 午前の部 親子326名(約4倍) 午後の部 親子196名(約2.5倍)
	5	地域社会貢献事業 いたばし産業見本市 リアル展示会とオンライン 展示会とのハイブリッド 開催 板橋製品技術大賞	ものづくりの板橋で開催する製造業のためのビジネス展示会。 会場展示会とオンライン展示会の開催を予定。 ビジネスセミナーを実施する。 板橋製品技術大賞受賞優秀賞(法人会会賞) 令和4年度板橋法人会賞は、(株)TOK 探尿 カップスタンドに決定 ※記念品(楯)の提供 七宝焼きの飾り皿 ※受賞賞金50,000	公3	11月10日(木) ・11日(金)	植村記念加賀スポーツセンター(会場開催) ・ オンライン展示会	会員、一般区民	板橋区主催事業 ビジネスに役立つセミナー等の実施に伴う費用の一部負担 ※60,000円を限度に費用の一部を負担することで「特別協賛」している。 ※実施内容、人選等については実行委員会で検討し決定。
	6	チャリティー コンサート事業 「音楽の絵本」	チャリティーを目的とした事業を開催。「音楽の絵本」11回目の実施。 8月後半から会員向け先行予約を受付開始。	公3	12月3日(土)	板橋区立文化会館 大ホール	会員、一般区民	板橋区との共催事業 販売状況11月1日現在 468枚/587 枚 板橋法人会窓口 29枚 板橋区文化会館窓口 382枚 大野屋文具店 28枚 チケットぴあ 29枚
	7	板橋Cityマラソン イベント協働事業	板橋Cityマラソンに協賛する。会場にブースを設置し、マラソン参加者へ法人会のPRを行う。	公3	令和5年 3月19日(日)	荒川河川敷	会員、一般	板橋区主催事業
	8	地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業	赤塚溜池公園にて行われる赤塚梅まつりにて、法人会PR及び楽曲を提供する。	公3	令和5年 3月4日(土) ・5日(日)	赤塚溜池公園	会員、一般区民	板橋区主催事業
	9	支部・部会 社会貢献活動事業	支部(部会)において、社会貢献事業を実施。 地域社会と密接に関係している中小企業が、社会的責任を果たすため、地域社会で何が求められているのかを考え、貢献活動に取り組む事業。 会員企業の特徴、専門性を活かした事業など多岐にわたる事業を実施する。	公3	年間を通じて	支部単位で実施	会員、一般区民	実施支部 実施計画の提出 2件 第4支部 地域まつりミニコンサート 第9支部 ハロウィンフェス出店
	10	イベント配布用 ノベルティ作成	ノベルティを作成し、支部や本部の事業にて来場者へ配布しPRする。 けんたグッズ各種	公3	年間を通じて	各イベントによる	会員、一般区民	

令和4年度 板橋製品技術大賞 受賞企業一覧

板橋区内の中小企業による優れた新製品・新技術を表彰する場を創設することにより、区内企業の開発力、技術力を広く内外にアピールして、板橋区産業の振興を図ることを目とし、平成15年度から実施しています。

受賞名	企業名	製品名	会員/非会員
最優秀賞	株式会社ロビット	食品等不定形物のカット系加工を自動化するソリューション「CUTR（カトル）」	
審査委員長賞	株式会社板橋匠屋本舗	定規レスカッター	
テーマ賞（空気環境対策賞）	株式会社AiDeal Tech	Air Guardian®	
テーマ賞（資源循環貢献賞）	株式会社出羽紙器製作所	折り返しロック付きボックス	
優秀賞 （板橋産業連合会賞）	株式会社タニタ	プリセット機能を搭載した業務用デジタルタイマーTD-428（洗える防水モデル）	会 員
優秀賞 （東京商工会議所板橋支部賞）	株式会社清原光学	キャリアフリンジ法8インチレーザーフィゾー干渉計および干渉縞解析ソフトウェア	
優秀賞 （板橋法人会賞）	株式会社TOK	採尿カップスタンド	会 員
審査委員賞	株式会社スリーケイ	滑り止め付き透明凹凸シート	
審査委員賞	ジーエム株式会社	音声認識モジュールとその応用製品	
審査委員賞	株式会社ロスタイル	LEDパニエ&ピスチェ	
審査委員賞	株式会社日本ラベル	化石みっけ	
審査委員賞	有限会社有富商会	自転車施錠警告機 盗難防止チュー	会 員
審査委員賞	株式会社ダイワハイテックス	POST-Line	会 員
審査委員賞	マーベルオートサービス株式会社	フォークリフト向けツメ水平レーザー照射器	

※正式な公表は、11月10日（木）のいたばし産業見本市となりますので、外部への公表はお控えくださいますよう、お願いいたします。

優秀賞（板橋法人会賞）を受賞された株式会社TOK様には、産業振興公社より賞金50,000円と法人会より記念品の飾皿を用意いたします。

優秀賞（板橋法人会賞）

基本情報

1 製品名	採尿カップスタンド		
2 企業名称	株式会社 TOK		
3 代表者名	吉川 桂介		
4 所在地	東京都板橋区小豆沢 1-17-12		
5 電話	03-3969-1531	6 FAX	03-3969-9354
7 URL	https://tok-inc.com/		



1 会社概要

当社は、1964年に業界初のプラスチックベアリングを開発して以来、機械要素部品の開発・製造を行なっております。そして、2017年4月に社名をトックベアリング株式会社から株式会社TOKへと変更し、経営理念である「“新しい価値”の提供で社会に貢献する」に従い、他社にはできない、世の中にはない『これまででない“動き”』を創造することに取り組んでいます。

2 製品の説明

医療機関で、患者が採尿カップを提出する際に、既に他の患者が提出した採尿カップの上に重ねてしまう事故が起きています。当社の採尿カップスタンドは、そういった事故を防ぎたいという医療現場の声から生まれました。天面が傾斜しているため、1個の採尿カップを置くことは容易にできますが、重ね置きは出来ない構造となっています。また、以下の点にも配慮し、医療現場の業務負担を軽減することを可能としています。

- ホルダー部分とスタンド本体がスナップフィットで着脱できるため、汚れても細部まで洗浄することが可能です。

- 回収者が背部から採尿カップの有無を確認できるように窓部を設けています。

- ホルダー部の色とスタンド本体の色を補色の関係となるようにしており、色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサル製品となっています。

HPより、ご購入又はレンタルが可能です。

会場出展 企業・団体

光学・精密機器

株式会社井澤
「光学を身近に」をモットーに多方面で役立つ光学装置を開発!

株式会社オプトスター
シリコンウエハー 小ロットから対応します。

株式会社清原光学
未知の測定課題解決をお手伝いする。

ジーフロイデ株式会社
弊社は光学測定機開発を行っております。是非ご相談下さい。

株式会社システムズエンジニアリング
理化学機器のプロフェッショナルとして、お役に立ちます

中央大学
材料探索促進のための機械学習による複合材強度推定システム開発

日本特殊光学樹脂株式会社
高精度プラスチックレンズのパイオニア

株式会社フジタ・ジャパン
ThinkMore TryAgain

ユニオン光学株式会社
金属顕微鏡メーカーとして74年間の歴史を社会貢献に活かします

株式会社ルケオ
偏光板、波長板のパイオニアとして社会に貢献してまいります。

機械(一般機械等)

板橋共同受注グループ「イタテック」
提案します、匠の技と確かな技術ニーズに応えるイタテック

株式会社エイアイティ
「逆浸透膜浄水器」一筋38年

コンゴテクノロジー株式会社
業界のリーディングカンパニーとして新時代へ

JDF株式会社
社会に貢献する、エキスパートの技術集団 JDF(株)

株式会社美彫社
「金型・部品・試作」精密加工のことなら美彫社へご相談ください

鉄鋼・金属

株式会社有我工業所
金属3Dによる新しいものづくりをご提案いたします。

日本メカニック株式会社
欲しいものを欲しい時に欲しいだけ

化学

ニフロン株式会社
脱臭・抗菌・抗ウイルス 森の香りの空気浄化装置 誕生!

公益財団法人野口研究所
化学技術振興目的の学術研究機関として創立80周年を迎えました

プラスチック

カツマタデザイン
面白いをまじめにカタチにする会社です。

三光化成株式会社
探し求めたプラスチック成形技術がここに!

港プラスチック工業有限会社
アクリル加工のスペシャリスト

ユニオン合成株式会社
2色射出成形、軟質樹脂の成形加工ならお任せください

電気・電子

AAポータブルパワー株式会社
カスタム電池パック(リチウム・ニッケル水素など)の設計・製作

ジーエム株式会社
自動停電感知機器と音声モジュールを使った最新機器を拓く。

JADE
電子回路設計・PCB設計・プログラム設計・共同開発

ファースト電子開発株式会社
無線・電子技術で「オーダーメイド製品開発・設計」にお応えします

マーベルオートサービス株式会社
自動車・フォークリフトの安全を創るオンリーワン企業

印刷関連

あけび動作の学校株式会社
動作で未来を拓く

株式会社オフセット岩村
今年は印刷よらず相談コーナーを開催します。

クリエイティブアドワークスムラカミ
デザインの専門家集団「いたばしデザインサポート」ご活用を!!

恵友印刷株式会社
絵本のまち板橋で、大切なひとへ贈る「絵本」を作ろう!

株式会社重森産業社
小ロットからご依頼頂けます

有限会社柴田印刷
柴田印刷が開発・製造した100%紙製コインケース

株式会社正栄マーク製作所
新しい印刷、新しい技術、新しい未来

株式会社清美堂
頑丈でばたんと開く!中ミシン縫いは絵本製本の清美堂にお任せ!

手製本工房まるみず組
手製本の力で想いをかたちに

株式会社日本ラベル
シールの印刷ならお任せあれ

株式会社平河工業社
高付加価値なオリジナルペーパーアイテム作れます

医療・健康・福祉関連

イワツキ株式会社
やさしい目で健康を見つめる...

株式会社オムコ東日本
宝石セラミックスを使用した、肌に優しいシャワーヘッドです。

株式会社サーランド・アイエヌイー
ものづくりを成功に導く条件!それはサーランドが知っている。

株式会社ヤマト
より健康で より美しく より豊かなライフシーンのために

環境関連

板橋金属工業株式会社
お客様のニーズに沿った「モノ」をご提供いたします。

エコ技術研究所合同会社
圧縮空気エネルギー貯蔵及び省エネ装置の開発及び製造販売

森本鐵鋼産業株式会社
鉄・アルミ・ステンレス・銅線などの回収、買取します

IT・情報関連

株式会社アイカム
いのち 響きあう 世界を創る いのちの科学映像の制作会社

株式会社クリアビジョン
【計測・制御】のソフトウェアで、お客様とともに。

事業協同組合neconote
多彩な取り組みで「猫の手」も借りたい貴社をお手伝いします。

株式会社泉壽
外国人向け漢字命名システムと連動した販売支援サイトの紹介

建築・建材

三興塗料株式会社
塗料の技術で接触感染防止対策!! ウイルスを激減させます!!

株式会社新日本エントランス
株式会社新日本エントランスは「家族の安心と安全をエントランス

その他製造業

株式会社アスカ
音楽の好きな方に生演奏を再現するオーディオアクセサリー開発

大村製本株式会社
相談できる製本屋

株式会社志村製函所
段ボールを進化させ、みんなをHAPPYに

城北化学工業株式会社
包むをカタチにする工場

合同会社石材メンテナンスPLUSONE
ちょっと変わった石屋がやってるオリジナルグッズ工房

タカハシ金型サービス
技術大賞優秀賞の「自動しおり」・「爪削り器」を出展しています

有限会社ニコー精機
1個 2個 大至急の金属加工 お役に立てます

日本製紙株式会社
木とともに未来を拓く 木からつくる「アラタナ カタチ®」

株式会社ベナ
模型 × XR

株式会社松田技術研究所
オンリーワンの技術を解決に役立てる企業

株式会社わっさん
やっちゃんえ! WASSAN!!

中小企業支援

東京信用保証協会
中小企業の皆様の事業資金調達に関わる相談を承ります。

一般社団法人東京中小企業家同友会板橋支部
会社がよくなる・仲間ができる・ビジネスが広がる経営者の学校

公益財団法人東京都環境公社
事業所の省エネ対策に関するご相談を承ります!

東京都行政書士会板橋支部
各種許可、相続・遺言など事業と暮らしの無料相談会開催中!

日本政策金融公庫
事業を営むみなさまのための政策金融機関です

日本弁理士会関東会
知的財産の身近なパートナーとしてお気軽にご利用ください。

株式会社理研鼎業
理化学研究所の成果のいち早い社会価値化を目指して

オンライン出展 企業・団体

光学・精密機器

株式会社ユーカリ光学研究所
凸レンズ1枚から衛星搭載光学系まで

電気・電子

株式会社ソナスリンク
ヘリウムリーク受託検査や電源トランスの製作はお任せください!

印刷関連

株式会社安心堂
笑顔のはじまり安心堂

建築・建材

株式会社リフォームアップ
「身近だけど、知らない。」

その他製造業

飯田電子設計株式会社
確かな施工・ものづくりとアイデアで社会貢献に参加します

株式会社TOK
メカニカル制御技術で、「これまでにない動き」を提供します。

株式会社中村印刷所
一度使ったら「くせ」になる 水平開きノート®

株式会社広築
熟技術を核とし、高品質・省エネ・環境改善で社会に貢献します。

中小企業支援

SDGsいたばしネットワーク
SDGsいたばしネットワークでつながる・つなげる共生社会を!

埼玉工業大学
自分が変わる物語が始まる

長野県岡谷市
ものづくりに寄り添うベストパートナー岡谷市

開発研究

一般社団法人コラボ産学官
大学等研究機関との連携について、お気軽にご相談ください。

学校法人日本大学
総合大学ならではの多彩な教育環境で、多様な研究テーマに挑戦

国立研究開発法人理化学研究所 開拓研究本部大森素形材工学研究室
光学分野から医療応用まで~鏡面加工が拓く未来技術!

帝京大学産学連携推進センター
いたばしに拠点を置く総合大学

東京都立産業技術研究センター
総合力で頼りになる都産技研

協力機関

板橋区環境政策課/クール・ネット東京
企業のための省エネ事業等を紹介します

板橋区政策企画課
SDGsを見据えた持続可能な区政経営を推進していきます

板橋区文化・国際交流課
板橋区の友好都市である中国北京市石景山区の事業をご紹介します

板橋区産業振興課
板橋区内の中小企業者を支援しています

公益財団法人東京都中小企業振興公社
都内中小企業を対象に幅広い支援サービスを展開する公的機関です

信用金庫

朝日信用金庫
街の鼓動に敏感です

城北信用金庫
夢をかなえるパートナー

巣鴨信用金庫
喜ばれることに喜びを

瀧野川信用金庫
地域密着・顧客支援を第一に考える信用金庫です。

東京信用金庫
「最も身近で、最も頼りにされる金融機関を目指して」

東京東信用金庫
夢を夢で終わらせない信用金庫

公益社団法人板橋法人会 区長及び議長に対する要望活動（案）

1. 件 名 「令和5年度税制改正に関する提言」の要望活動
2. 実施日時 令和4年11月・未定
〇〇時〇〇分 板橋区役所本庁舎 1階ロビー集合
〇〇時〇〇分 区長あて要望
〇〇時〇〇分 議長あて要望
〇〇時〇〇分 終了、法人会館へ
3. 実施内容 区長及び議長に直接面会し、公益財団法人全国法人会総連合が取りまとめた「令和5年度税制改正に関する提言」を会長から手渡しします。
4. 出席者 板橋法人会 会 長 平 野 慎 治
副会長 浦 田 秀 明（総務委員長）
副会長 坂 口 武 雄（事業研修税制委員長）
事務局長 甲 斐 正 弘
事務局員 工 藤 主 税（記録係）
5. 参 考
 - (1) 公益財団法人全国法人会総連合（全法連）
法人会は、税務署の管轄区域ごと全国各地に440の単位法人会があり、板橋法人会はこの単位法人会にあたります。
そして、県単位の連合体として41都道県連が組織されており、さらに、法人会の全国組織として全国法人会総連合があります。
 - (2) 提言内容
公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。
 - (3) 要望活動
この要望活動は、全国の法人会で行われています。
なお、昨年度は、11月18日（木）の午後に行っています。

〒173-0013 板橋区氷川町 39 番 2 号
公益社団法人板橋法人会事務局 担当 甲斐
電話 03-3964-1413
Fax 03-3964-2255

法人会長各位
東法連税制税務委員各位
法人会税制担当役員各位

一般社団法人 東京法人会連合会
会長 小林 栄三

「令和5年度税制改正提言事項」の地元国会議員 並びに地方自治体に対する提言活動実施方お願いについて

平素は格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、このたび全法連より、「令和5年度税制改正に関する提言」（9月22日全法連理事会決定）に関しまして、それぞれの法人会役員から関係方面に対し、提言活動を実施していただきたい旨、依頼がありました。

つきましては、何かとご多用のところ恐縮に存じますが、コロナ感染症の状況を踏まえ、無理のない範囲で下記のとおり要望活動を実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、実施いただいた場合には、お手数でもその旨を「提言活動実施報告書」により、**12月9日(金)**までに東法連事務局宛ご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

また、全法連におきましては、政府、各政党および関係省庁に対する提言活動を行うとともに、参議院の比例代表選出の国会議員に対しても、郵送による提言活動を行うこととしておりますので、念のため申し添えます。

記

1. お送りした書類

- (1) 【冊子】「令和5年度税制改正に関する提言」※別途郵送
 - (2) 【別紙1】「提言趣意書鏡文」（衆議院議員宛モデル）
 - (3) 【別紙2】「提言趣意書鏡文」（地方自治体宛モデル）
 - (4) 【参考1】「令和5年度税制改正に関する提言（重点項目・国税関係）」
 - (5) 【参考2】「令和5年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）」
 - (6) 【参考3】「令和5年度税制改正に関する提言（要約）」
 - (7) 封筒（令和5年度税制改正に関する提言 法人会）※別途郵送
 - (8) 「衆議院議員一覧」
 - (9) 「提言活動実施報告書」（国会議員対象）
 - (10) 「提言活動実施報告書」（地方自治体対象）
 - (11) 「法人会とは」
- ※（4）、（5）は手持説明資料となります

2. 提言の際の留意点

(1) 国会議員に対する提言活動

衆議院小選挙区選出議員に対し、以下の要領により提言活動を行ってください
(※衆議院比例区選出議員および参議院選挙区選出議員に対しては、東法連で提言活動を行います。)

- ①単位会単独で実施する場合は、「提言趣意書：鏡文」(【別紙1】参照)を作成の上、実施してください。
- ②同一選挙区内に複数の単位会がある場合は、できるだけ単位会間で調整の上、連名で行うようにしてください。(一つの単位会が複数の単位会の代表として行っていただいても結構です。)
- ③提言にあたり「提言書」および「法人会とは」を、出来るだけ議員に直接手渡すこととし、止むを得ない場合は、秘書へ手渡すか、または郵送してください。なお、郵送の場合は、あらかじめ秘書に郵送する旨を伝えてから郵送するようご配慮ください。

提言内容は【参考1】の要約資料により説明を行ってください。

【参考3】は適宜ご活用ください。

(2) 地方自治体に対する提言活動

単位会事務局所在地の市区町村長、市区町村議会議長に対し、以下の要領により提言活動を行ってください。(単位会事務局所在地以外の市区町村に対して実施していただいても結構です。)

- ①地方自治体の実情に応じて「提言趣意書：鏡文」(【別紙2】参照)を法人会長名で作成し、できるだけ本人に面会の上、提言活動を行ってください。
- ②提出書類は、原則として「提言書」および「法人会とは」とし、【参考2】【参考3】の要約資料により、提言内容の説明を行ってください。

3. その他

「提言書」および提言書の主旨を解説した「解説書」につきましては、本日以降全法連から別途お送りいたします。

(担当：東法連事務局 小野寺 五味 坂田)

令和5年度税制改正に関する提言(重点項目・国税関係)

I. 税・財政改革のあり方

- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。
- ・中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業

価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

令和5年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）

I. 税・財政改革のあり方

- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。
- ・中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

Ⅲ. 地方のあり方

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

Ⅳ. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

Ⅴ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

* 以下、各県・市町村の実情に合わせて要望の実施をご判断ください

◆事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

令和5年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中であつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
 - (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
 - (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担

を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正し

く制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに

当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減

災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれる

ことのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
 - ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分

け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大膽にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は損金算入とすべき
- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

- ①基幹税としての財源調達機能の回復
- ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

- ③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、

同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

衆議院議員一覽

2022.9.1現在

所属選挙区 单位名称	選挙区	会派	氏名	〒	住所	事務所TEL	秘書	議員会館	
								館別号室※	直通TEL
麴町 神田 芝 四谷 麻布 新宿	1	自民	山田 美樹	100-8982	千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館917	3508-7037	中島	2-917	3508-7037
日本橋 京橋 芝 小石川 本郷 上野 浅草	2	自民	辻 清人	111-0021	台東区日本堤2-23-13 深谷ビル	6802-4701	-	1-522	3508-7288
芝 (島しょ部) 品川 荏原 雪谷	3	立民	松原 仁	140-0011	品川区東大井5-17-4 高山ビル402	5783-2511	関根	2-709	3508-7452
大森 雪谷 蒲田	4	自民	平 将明	144-0052	大田区蒲田5-30-15 第20下川ビル7F	5714-7071	若林	1-914	3508-7297
世田谷 北沢 玉川 目黒	5	立民	手塚 仁雄	152-0022	目黒区柿の木坂3-11-4-205	3412-0440	土橋	1-802	3508-7234
世田谷 北沢	6	立民	落合 貴之	154-0017	世田谷区世田谷1-12-14 原ビル2F	6312-4505	星野	2-606	3508-7134
品川 目黒 渋谷 中野 杉並	7	立民	長妻 昭	164-0011	中野区中央4-11-13-101	5342-6551	梶	2-706	3508-7456
杉並 荻窪	8	立民	吉田 はるみ	166-0001	杉並区阿佐ヶ谷北1-3-4 小堺ビル402	5364-9620	堀内	2-607	3508-7620
練馬東 練馬西	9	立民	山岸 一生	177-0041	練馬区石神井町7-1-14	6676-7318	平野	1-1013	3508-7124
新宿 中野 練馬東 豊島	10	自民	鈴木 隼人	176-0005	練馬区旭丘1-64-14 ジュピター-江古田301	6908-1071	丸山	2-1215	3508-7463
板橋	11	自民	下村 博文	173-0024	板橋区大山金井町38-12 新大山ビル205	5995-4491	柴	2-622	3508-7084
板橋 豊島 王子 西新井	12	公明	岡本 三成	114-0002	北区王子2-3-40-101	6908-4912	坂本	1-1005	3508-7147
足立 西新井	13	自民	土田 慎	120-0011	足立区中央本町4-1-18	5856-1610	小野寺	1-1020	3508-7341
上野 浅草 荒川 本所 向島	14	自民	松島 みどり	131-0045	墨田区押上1-24-2 川新ビル2F	5610-5566	福田	1-709	3508-7065
江東西 江東東	15	自民	柿沢 未途	135-0047	江東区富岡1-26-21 3F	5620-3104	袖留木	2-611	3508-7427
江戸川北 江戸川南	16	自民	大西 英男	132-0031	江戸川区松島2-8-2-103	3674-0777	亀本	2-510	3508-7033
葛飾 江戸川北 江戸川南	17	自民	平沢 勝栄	124-0012	葛飾区立石8-6-1-102	5670-1111	熊谷	1-1115	3508-7257
武蔵野 武蔵府中	18	立民	菅 直人	180-0006	武蔵野市中町1-2-9-302	0422-55-7010	菅	1-512	3508-7323
立川 東村山	19	立民	末松 義規	187-0002	小平市花小金井2-1-39	042-460-9050	奥村	2-1008	3508-7488
立川 東村山	20	自民	木原 誠二	189-0025	東村山市廻田町4-3-4	042-392-4105	川上	1-915	3508-7169
八王子 日野 立川	21	自民	小田原 潔	190-0011	立川市高松町3-14-11 マスターズオフィス立川	042-548-0065	潮	2-1007	3508-7909
日野 武蔵野 武蔵府中	22	自民	伊藤 達也	182-0024	調布市布田1-3-1 ダイビル2F	042-499-0501	山中	2-524	3508-7623
日野 町田	23	自民	小倉 将信	194-0013	町田市原町田5-4-7 からかあさ101	042-710-1192	齋藤	1-814	3508-7140
八王子	24	自民	萩生田 光一	192-0046	八王子市明神町4-1-2 ストーク八王子205	042-646-3008	佐藤	2-1205	3508-7154
青梅 立川	25	自民	井上 信治	198-0024	青梅市新町3-39-1	0428-32-8182	白井	1-317	3508-7328

※「館別号室」は議員会館別および部屋番号を示します。

衆議院 第一議員会館 〒100-8981 千代田区永田町2-2-1

同 第二議員会館 〒100-8982 千代田区永田町2-1-2

「国会便覧」ジュビリー「刊」(令和4年8月版)を基に作成
一般社団法人 東京法人会連合会

【参 考】 法人会とは・・・

1. 法人会の沿革

- 1) 昭和22年に、それまでの賦課課税制度から申告納税制度へと大きな転換が図られました。申告納税制度は納税者自らに税を計算し納税することを求めるものですが、戦後の混乱下での新制度移行には多大な懸念がありました。このため、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて税知識の普及と納税意識の高揚を図ることの必要性が認識され、企業経営者の間から自発的に法人会が誕生しました。
- 2) 法人会はその後、確固たる組織基盤を確立し、社会的にも存在意義を認識して頂きながら、その活動を一層充実したものとしたいとの願いを込め、国税当局を主務官庁として、民法34条に基づく公益法人化を図ることとしました。昭和39年に葛飾法人会（東京）が初の社団化を成し遂げ、その後、平成4年をもって全国442会（現在は440会）のすべてが社団化を達成しました。
- 3) 公益法人制度改革に対応し、平成23年4月全国法人会総連合が公益財団法人の認定を取得したほか、全国各地の法人会も新制度のもとにおいて公益社団法人又は一般社団法人として活発に活動しています。
新公益法人制度下においても、法人会はこれまでの歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織でもあり続けたいとの思いをもって、税を中心に地域に密着した活動を展開しています。

2. 法人会の活動

法人会は、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指して様々な活動をしています。国家の将来を見据えた税の提言活動、税の啓発活動（講演会、各種研修会等）、将来を担う学童に対する租税教育活動などは、全国440会が積極的に取り組む最重要活動です。

法人会は同時に、税以外の分野における、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。例えば、地方自治体と連携した「婚活事業」や「職場体験学習」などは、まさに法人会の特性が生かされた活動です。地球規模での環境問題への取り組みも、法人会の数の力が生かせる重要な活動です。女性部会では節電を広く啓発する「いちごプロジェクト」にも取り組んでいます。

また、多種多様な業種の企業経営者が集う法人会は自ずと異業種交流の場となり、様々な情報交換が行われ、また、新たな事業展開のヒントを得る絶好の場ともなっています。会員企業の活性化、事業の発展は地域の活性化に直結しており、法人会会員も自らの企業価値をあげ、より多くの納税を行えるようになることを励みに、日頃の活動に取り組んでいます。

3. 法人会の組織・会員

法人会は、440単位法人会（単位会）、41県連合会（県連）、全国連合会（全法連）の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

法人会の会員は、主として中小企業であり、入会に当たっての特段の制限的条件はありません。会の運営は役員による無報酬のボランティア活動に支えられています。

公益社団法人板橋法人会 区長及び議長に対する要望活動

1. 件 名 「令和4年度税制改正に関する提言」の要望活動
2. 実施日時 令和3年11月18日(木)
13時50分 板橋区役所本庁舎1階ロビー集合
14時00分 区長あて要望
14時30分 議長あて要望
14時55分 終了、法人会館へ
3. 実施内容 区長及び議長に直接面会し、公益財団法人全国法人会総連合が取りまとめた「令和4年度税制改正に関する提言」を会長から手渡しします。
4. 出席者 板橋法人会 会長 平野 慎 治
副会長 浦田 秀 明 (総務委員長)
副会長 坂口 武 雄 (事業研修税制委員長)
事務局長 花井 敏 次
事務局員 工藤 主 税 (記録係)
5. 参 考
 - (1) 公益財団法人全国法人会総連合(全法連)
法人会は、税務署の管轄区域ごと全国各地に440の単位法人会があり、板橋法人会はこの単位法人会にあたります。
そして、県単位の連合体として41都道県連が組織されており、さらに、法人会の全国組織として全国法人会総連合があります。
 - (2) 提言内容
公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。
 - (3) 要望活動
この要望活動は、全国の法人会で行われています。
なお、昨年度は、11月19日(木)の午後に行っています。

〒173-0013 板橋区氷川町 39 番 2 号
公益社団法人板橋法人会事務局 担当 花井
電話 03-3964-1413
Fax 03-3964-2255

2023 板橋 City マラソン開催に伴う ご協賛のお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろから、板橋 City マラソンへ多大なるご協力を賜り深く感謝申し上げます。

このたび、2023 板橋 City マラソンを令和5年3月19日(日)に開催することとなりました。

つきましては、貴社のご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

令和4年10月24日

(公社) 板橋法人会 様

板橋 City マラソン実行委員会

会 長 板橋区長 坂 本 健

副会長 国土交通省荒川下流河川事務所長

出 口 桂 輔

副会長 (公財) 東京陸上競技協会理事長

平 塚 和 則

副会長 読売新聞東京本社事業局次世代事業部長

塩 谷 裕 一

(お問合せ先) 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

板橋 City マラソン実行委員会事務局

(板橋区区民文化部スポーツ振興課内)

担当 加藤・森・黒部

電話 03-3579-2654

FAX 03-3579-2046

e-mail i-c-m@city.itabashi.tokyo.jp

2023 板橋 City マラソンご協賛企業・団体のみなさまへ

ご協賛に伴う手続きについて

1 協賛申込書のご提出

「協賛申込書」を事務局宛にお送りください。

2 協賛金のお振込（※金銭によるご協賛企業・団体様のみ）

＜協賛金振込口座＞

みずほ銀行 板橋支店 普通預金 1538984

板橋 City マラソン実行委員会

事務局長 小田 健司（オダ ケンジ）

※お振込みの手数料等は、協賛者様でご負担くださいますようお願いいたします。

また、請求書が必要な場合は発行いたしますので、ご連絡ください。

お振込期限 令和5年1月31日（火）までにお願いいたします。

3 大会公式ホームページ上の広告掲載について

大会公式ホームページ上にご協賛企業・団体様のバナーを掲載し、リンク設定を行うことができます。

※詳細については裏面をご参照ください。

4 お問合せ・ご連絡先

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

板橋 City マラソン実行委員会事務局（板橋区区民文化部スポーツ振興課内）

担当：加藤・森・黒部

TEL：03-3579-2654 FAX：03-3579-2046

E-mail：i-c-m@city.itabashi.tokyo.jp

板橋 City マラソン 大会公式ホームページ広告掲載について

1 大会公式ホームページ

U R L : <https://i-c-m.jp/>

公開期間：令和5年8月末まで（予定）

2 バナー掲載手順

(1) ロゴデータ、リンク先 URL 等を事務局にご提供ください。

※前回と変更がない場合、その旨をご連絡ください。

(2) 表示したバナーをクリックすることで紹介ページを閲覧できるように設定します。

※リンク設定を希望しない場合はロゴの表示のみとなります。

3 バナー掲載例

主催

板橋区 | Commit our Future Toward SDGs HACHIOJI CITY | 板橋市 | 読売新聞

特別協賛

TANITA 1本満足バー

協賛・協力

ONWARD オンワード商事 株式会社 | 公式写真サービス | いたばし健康家族企業会 | 三井三井 | AsahiKASEI 旭化成ゾールメディカル | Sweets Marathon | TOKYO SOME SPORTS

リテック株式会社 | J:COM | 梅で健康のまち 和歌山県みなべ町 | CATERPY.

MSSAD 三井住友海上 | Otsu-Aka 大塚製薬株式会社 | 板橋センターホテル HACHIOJI CENTER HOTEL | BEQCES | 公益社団法人 板橋法人会 | JA 東京あおば | 有限おばら事務所 | 赤羽ゴルフ倶楽部 戸田橋ゴルフ練習場

シンティ シンティ製菓株式会社 | 株式会社 三協工芸社 | Toyota Mobility Tokyo | 鈴木運輸株式会社 | 板橋市場協会 | MISHIN | TOKYO GAS | 一般社団法人 板橋産業連合会

豊島運送 株式会社 | シモジヤ | pal・system | 南関東ふそう 板橋支店 | 山印製菓株式会社 | 東洋興業 (株)

板橋区 町会連合会 | 太盛運輸株式会社 | 板橋区 しんきん協議会 | ライフ | 東京都トラック 協会板橋支部 | 徳丸運輸倉庫 | 板橋区 シルバー 人材センター | Re-So

令和4年11月10日

正副会長会資料

東法連発第082号

令和4年10月5日

法人会
組織委員長
専務理事・事務局長 各位

一般社団法人 東京法人会連合会
組織委員長 齊藤 政二

会員増強策・退会防止策に関する表彰の実施について

東法連では、令和4年度より標記表彰を実施することになりました。つきましては、下記要領で実施いたしますので、表彰の目的をご理解いただき期日までにご応募下さいますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、当面は試行的に実施するものとし、表彰は東法連組織委員長名により、組織委員会の席上で行います。同表彰制度については、8月24日の東法連組織委員会及び9月27日の理事会において検討の上承認されております。

<会員増強策・退会防止策に関する表彰制度実施要領>

著しく模範的かつ効果的な会員増強策・退会防止策を実施している単位会を表彰する。

単位会から令和4年度に実施している会員増強策・退会防止策を別紙にて応募してもらい、東法連組織委員会で審査し、優秀会を選定する。

東法連組織委員長名の表彰とし、表彰事例は理事会、組織委員会、東法連ニュースで披露してもらう。

<表彰の目的>

○他の会の施策を共有し、自会の施策の参考とする。

○他の委員会や協力会社との連携施策の策定を促し、東法連一丸となった取組を行う基盤づくりを行う。

<応募>

1. 応募者 各会組織委員長
2. 応募期日 12月12日（月）
3. 応募申請書記載事項

応募に当たっては、応募申請書に下記事項を記載する。

- (1) 施策の名称
- (2) 活動期間
- (3) 活動内容

(4) 活動により期待される効果

(5) 参考資料：実際使用した資料等（任意）

※会員増強策・退会防止策は片方の記載でも両方の記載でも構いません。

<審査>

1. 対象期間 令和4年度
2. 審査日 12月に開催される組織委員会
3. 審査員 組織委員長以下、東法連組織委員会出席者（事務局を除く）
4. 審査方式
 - (1) 審査員各自が優秀な施策と考える上位3事例に、それぞれ1位3ポイント、2位2ポイント、3位1ポイントを付与し、合計点数の多い順に各賞を決定する。（上位5会）
 - (2) 同数であった場合は、審査員1人1票による決選投票を行う。
 - (3) 単位会からの応募がない場合はもとより、基準を満たす会がない場合、または、委員会の総意により「該当なし」とすることができる。
（必ずしも毎年選出するものではなく、優れた事例があった時のみ表彰）
 - (4) エントリー会名は伏せて投票を行う。

<副賞>

最優秀賞5万円（1会） 特別賞4万円（1会） 優秀賞3万円（3会）

（会員増強策・退会防止策の事例）

※毎年7月に報告頂いている全法連施策の「会員増強策・退会防止策」に準じる。

- 組織・厚生のコラボキャンペーンとして、合同キャンペーンに同意した協力3社の推進員に名刺と委嘱状、設立3年以内の非会員データを渡し、保険加入と会員増強を強化する期間を設けた。
- 新規入会につながった紹介者には、独自の報奨金制度を設け、新年賀詞交歓会等で表彰。
- 次代を見据え、青年部会への加入勧奨を積極的に行った。
- 年間を通じて会員獲得を図るが、集中期間として強化月間を設定し、役員による勧奨を実施。
- 訪問による勧奨が難しい中、どのようにしたらHPへ誘導でき、HPの入会フォームから入会手続きしてもらえるかを検討中。
- 新規入会後に新入会員用ご案内ファイルを各支部長に直接届けていただくことで面識を作り、退会防止につなげている。
- 会費請求を一番に目にする従業員が、法人会のメンバーであることにメリットを感じることができるよう、従業員への福利厚生の充実を考え、地元企業の協力を得て退会防止につなげる。
- 支部の活性化を図り、支部再編成を行う。小規模支部から人数が増加することにより、支部予算の増加及び役員候補者の確保、支部イベント等が開催しやすくなり、支部への帰属意識が増加することを期待。

以上

令和4年 月 日

令和4年度 東法連 会員増強策・退会防止策に関する表彰 応募申請書

一般社団法人東京法人会連合会 宛

メールアドレス：info@tohoren.or.jp

法人会 組織委員長

会員増強策・退会防止策に関する表彰制度実施要領に基づき、当会の行った下記活動を申請します。

	会員増強策	退会防止策
(1) 施策の名称		
(2) 活動期間		
(3) 活動内容		
(4) 活動により期待される効果		
(5) 参考資料（任意）	※別紙ご提出ください。	※別紙ご提出ください。

令和4年度 東法連 会員増強策・退会防止策に関する表彰 応募申請書

一般社団法人東京法人会連合会 宛

メールアドレス： info@tohoren.or.jp

法人会 組織委員長

会員増強策・退会防止策に関する表彰制度実施要領に基づき、当会の行った下記活動を申請します。

	会員増強策	退会防止策
(1) 施策の名称	①青年部会との加入勧奨推進策 ②役員勧奨強化月間	・支部再編成による、活性化策。
(2) 活動期間	①年間通じて実施 ②5月～8月	・6月までには再編成を行う。
(3) 活動内容	<p>① 各支部に青年部会の組織担当を配置し、支部長と共に新設法人、未加入法人を訪問。 ・2か月に1度支部会を開催し、現状報告等を行う。また、新入会員を招き、親交を深める。 ・新入会員には、法人会発行の各種特典、サービスが記載された冊子を配布。 ・未加入法人対象のイベント、勉強会等を開催する。</p> <p>② 第1回理事会開催日に決起大会を開催し、役員1名あたりの目標設定を行う。 ・会長、組織委員長連名による会員紹介レターを作成し、協力三社に配布する。 ・年度内の理事会においては、役員勧奨状況を報告し、良い取組事例を共有する。 【決起大会決定事項】 ・役員1名あたりの勧奨目標：2社 ・協力三社担当との名刺交換。 ・会長、組織委員長連名レターの携行。</p>	<p>・支部を20⇒10とする。 ・支部会員数の平準化を目指す。 ・支部の目標設定を行う。 【支部目標】 ・親会：新編入会目標：00社 ・青年部会：新編入会目標：00社（名） ・女性部会：新編入会目標：00名 ・勉強会を年に3度行う。 ・ゴルフ等レクレーション企画を年に3度行う。 ・親会からの財政支援：親会新規入会目標達成時に〇万円の奨励金配賦。 ・関連組織との連携：勉強会については税務署、強力三社、金融機関などとも連携し、講師の派遣等、各社の専門分野の講義を依頼する。</p>
(4) 活動により期待される効果	①親会のみならず、青年部会員数の増加。※現状、親会20社、青年部会15名が加入。 ②昨年役員勧奨率50%を100%に引き上げる効果を期待している。	・支部数を削減し、1支部あたりの会員数の増加により予算増加効果が見込める。それにより役員候補の確保、支部イベントの拡充、支部への精進意識を醸成できる。
(5) 参考資料（任意）	※別紙ご提出ください。	※別紙ご提出ください。

公益社団法人板橋法人会 執行状況調書 【令和4年度】

【単位：円】

項目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	執行残	執行率	
収入	経常	会費	33,332,000	31,549,600	31,726,700	0	0	1,605,300	95.18%
		事業収益	46,412,000	8,644,693	18,183,649	0	0	28,228,351	39.18%
		補助金	26,610,300	7,272,300	15,125,300	0	0	11,485,000	56.84%
		部会費	2,766,000	2,377,000	2,377,000	0	0	389,000	85.94%
		雑収益・運用益	1,900,900	312,454	758,375	0	0	1,142,525	39.90%
		繰越金	46,521,692	46,521,692	46,521,692	0	0	0	100.00%
	【経常収入の計】	157,542,892	96,677,739	114,692,716	0	0	42,850,176	72.80%	
資産	備品購入費繰入	0	0	0	0	0	0	#DIV/O!	
	① 【収入の計】	157,542,892	96,677,739	114,692,716	0	0	42,850,176	72.80%	
支出	経常	② 公益目的事業会計	70,873,808	12,102,910	24,489,003	0	0	46,384,805	34.55%
		収益事業等会計	32,931,400	3,275,144	7,258,384	0	0	25,673,016	22.04%
		法人会計	15,862,297	4,189,865	6,655,039	0	0	9,207,258	41.96%
		支部・部会仮払金		11,816,995	14,276,822	0	※法人会計及び仮払金は、年度末に、事業実績に基づき、各会計間の割振りを調整		
	③ 【経常費用の計】	119,667,505	31,384,914	52,679,248	0	0	66,988,257	44.02%	
	資産	備品購入等	0	0	0	0	0	0	#DIV/O!
		資産積み増し	15,036,000	0	0	0	0	15,036,000	0.00%
④ 【支出の計】	134,703,505	31,384,914	52,679,248	0	0	82,024,257	39.11%		
⑤ 差引残（①-④）	22,839,387	65,292,825	62,013,468	0	0				
⑥ 流動負債、減価償却費等									
⑦ 遊休財産該当資産	56,974,186	0	0	0	0	周年行事引当資産 出資金			
⑧ 遊休財産額（⑤+⑥+⑦）	79,813,573	65,292,825	62,013,468	0	0				

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。

公益事業比率	59.23%	38.56%	46.49%	#DIV/O!	#DIV/O!	（②公益目的事業会計 / ③経常費用の計）
--------	--------	--------	--------	---------	---------	-----------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	70,873,808	12,102,910	24,489,003	0	0	②公益目的事業会計の額
遊休財産額	79,813,573	65,292,825	62,013,468	0	0	⑧遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	△ 8,939,765	△ 53,189,915	△ 37,524,465	0	0	⑧-②の額 【△は超過状態】